

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道課	令和7年度沖縄県流域下水道事業出納取扱業務委託	令和7年4月1日	2,635,714	株式会社 沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	地方公営企業法第27条並びに同法施行令第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき知事が指定・告示した出納取扱金融機関に契約の相手方が限定されるため。	特命随意契約
2	下水道事務所	消化ガス発電機定期点検業務委託(那覇)(R7)	令和7年4月21日	40,680,200	ヤンマー沖縄 株式会社	沖縄県宜野湾市大山7丁目11番12号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本点検業務対象である消化ガス発電機は特殊な機関構造を有し、分解・組立・各部の清掃・清掃については、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。 当該消化ガス発電機は、那覇浄化センター内の消費電力の約4割を賄う常用発電機のため、機器の不具合により運転が停止し、購買電力の契約電力量を超過した場合、違約金の負担が生じる。 そのため、障害発生時に速やかに原因究明を行い、早急な機能復旧を実施する必要がある。 以上のことから、当該原動機の製造メーカーであるヤンマーの関連会社であり、沖縄で唯一、本点検業務に対応できる特殊な技術を有するヤンマー沖縄(株)を契約の相手方とした。	特命随意契約
3	下水道事務所	3系1号汚泥脱水機改修工事(宜野湾)(R7)	令和7年4月24日	73,700,000	株式会社西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本改修工事対象である汚泥脱水機は特殊な機器であり、当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。 部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員(または製造メーカーから委託を受けた者)にできない。 以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境から委託を受けた者で、沖縄地区で唯一、本工事に对应できる特殊な技術を有する(株)西原環境おきなわを契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	下水道事務所	汚泥脱水機分解修繕(那覇・西原)(R7)	令和7年 5月1日	79,090,000	株式会社西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号	本修繕対象である汚泥脱水機は特殊な機器であり、当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。 部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員(または製造メーカーから委託を受けた者)にしかできない。 以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境から委託を受けた者で、沖縄地区で唯一、本修繕に対応できる特殊な技術を有する(株)西原環境おきなわを契約の相手方とした。	特命随意契約
5	下水道事務所	1号送風機用電油操作器取替工事(具志川)(R7)	令和7年 5月22日	16,390,000	株式会社IHI回転機械エンジニアリング福岡事業所	福岡県福岡市南区清水四丁目4番34号	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号	本工事対象の送風機は特殊な装置であり、当該装置の各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外は困難である。 また、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。 以上のことから、製造メーカーである石川島播磨重工業(株)(現(株)IHI)から事業継承し、本工事に唯一対応可能な(株)IHI回転機械エンジニアリング福岡事業所を契約の相手方とした。	特命随意契約
6	下水道事務所	ベルト濃縮設備修繕(宜野湾)(R7)	令和7年 5月28日	3,520,000	クボタ環境エンジニアリング株式会社九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号	本修繕対象のベルト濃縮機は特殊な装置であり、当該装置の各部品の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。 また、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。 以上のことから、製造メーカーである(株)クボタの点検修理等の委嘱を受けており、特殊な技術を有するクボタ環境エンジニアリング(株)九州支店を契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	下水道事 務所	3号遠心脱水 機分解修繕(那 覇)(R7)	令和7年 6月5日	47,520,000	株式会社西原環境おきな わ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	本修繕対象である汚泥脱水機は特殊な機器であり、当該機器の分解・組立・取付、そして各部品の交換・調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。 部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員（または製造メーカーから委託を受けた者）にしかできない。 以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境から委託を受けた者で、沖縄地区で唯一、本修繕に対応できる特殊な技術を有する(株)西原環境おきなわを契約の相手方とした。	特命随意 契約